

## 肺血栓塞栓症に関する裁判例の解析

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2011-03-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 墨岡, 亮 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://jair.repo.nii.ac.jp/records/2001064">https://jair.repo.nii.ac.jp/records/2001064</a>

順天堂大学 博士 (医学)

氏名 墨岡 亮

論文題目 肺血栓塞栓症に関する裁判例の解析

(Evaluation of Precedents for Pulmonary Embolism)

#### 論文内容の要旨

肺血栓塞栓症は、「エコノミークラス症候群」として広く一般的に認知されるようになった上に、急死の転帰を辿ることも多い。そのため、肺血栓塞栓症は、訴訟リスクが高まっているものと考えられる。そこで、肺血栓塞栓症が発症した場合に、裁判においてどのような点が問題となっているのか、裁判例検索システムを用いて検証した。検索されたうち、40例の裁判例(36事例)を検証した。

患者が死亡した事例は37裁判例(33事例)であった。請求棄却となった判決は22例で、一部認容判決が18例であった。主に問題となっている診療科は、循環器科7事例、産婦人科7事例(裁判例としては9例)、整形外科6事例、精神科3事例、内科2事例(裁判例としては3例)、麻酔科2事例、その他9事例、不明事例であった。争点ごとの分類では、死因・原因等が争われたのは20裁判例、予防措置違反が争われたのは17裁判例、診断の遅れの有無が争われたのは17裁判例、救命措置に関して争われたのは10裁判例であった。8事例10裁判例では、医療機関側から、死亡や急変の原因が肺血栓塞栓症であったことを、過失や救命可能性を否定する根拠として主張していることが特徴であった。

これらの傾向は肺血栓塞栓症の特質として、臨床上予見が困難であり、しかも発症した場合には救命が困難な場合があることがあると考えられる。そのため、医療トラブル防止のためには、肺血栓塞栓症は、予防によって確実に予防できるものではないこと、発症した場合には救命が困難な場合があることについて、患者及び社会一般の理解を得る必要がある。